

## 国際標準化戦略タスクフォースの設置について(案)

平成 22 年 4 月 22 日  
知的財産戦略本部企画委員会決定

- 1 「企画委員会の設置について」(平成22年3月30日知的財産戦略本部長決定)第5項に基づき、国際標準化戦略タスクフォース(以下「タスクフォース」という。)を平成22年4月22日をもって設置する。
- 2 タスクフォースの委員は、企画委員会座長が指名する。
- 3 タスクフォースの座長は、委員の互選による。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員のうちから座長代理を指名することができる。
- 5 座長は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聞くことができる。
- 6 前各項に掲げるもののほか、タスクフォースの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。